

災害対策委員の役割

メニュー

- 1 災害対策委員とは？
- 2 災害対策委員の発災時の役割
- 3 災害対策委員の平時の役割

1 災害対策委員とは？

- (1) 災害対策委員の身分等
- (2) 災害対策委員設置の経緯等
- (3) 災害対策委員の災害補償

1-1 災害対策委員の身分等

身 分

市長が委嘱する、非常勤特別職の地方公務員

任 期

2年間

費用弁償

災害対策委員の活動に係る費用弁償として、月額2,509円を10月と翌年4月の年2回に分けて支給します。

災害救助地区本部委員との兼務

災害対策委員の方は、「災害救助地区本部委員」を兼務します。

⇒区政協力委員＝災害対策委員＝災害救助地区本部委員

1-2 災害対策委員設置の経緯等

災害対策委員設置の経緯

伊勢湾台風発生当時、地域住民による防災体制が確立されていなかったが、当時の社会協力委員が、被災住民への対応を実施し、復興に寄与したことから、本市の災害対策に関して、市民と密接な連絡を確保し、地区の防災救助の万全を期すことを目的に昭和35年5月に設置されました。



昭和34年10月 浸水2週間、いまだ濁水に浮かぶ南陽小学校茶屋分校

区政協力委員との兼務の意義

災害対策委員は、災害対策に関する本市と地域とのパイプ役として活動していただくことから、地域の実情をよく把握されている区政協力委員の皆さんに兼務をお願いしています。

1-3 災害対策委員の災害補償について



災害対策委員（災害救助地区本部委員）としての活動中に、事故で負傷等された場合には、公務災害補償を受けることができます場合がありますので、速やかに区役所総務課へご連絡ください。

公務災害補償の種類

療養補償、傷病補償年金、障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、介護補償、遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）、葬祭補償

※一般の地域住民の方が防災訓練時等（平時のみ）に事故にあった場合は、「名古屋市市民活動保険」を適用できる場合があります。

当該事故を覚知した場合も区役所総務課（又は消防署）へご連絡ください。

2 災害対策委員の発災時の役割

- (1) 役割の概要
- (2) 災害救助地区本部とは？
- (3) 災害救助地区本部の役割

2-1 災害対策委員の役割概要（発災時）



発災時、災害対策委員は災害救助地区本部の一員（災害救助地区本部委員）として活動します。

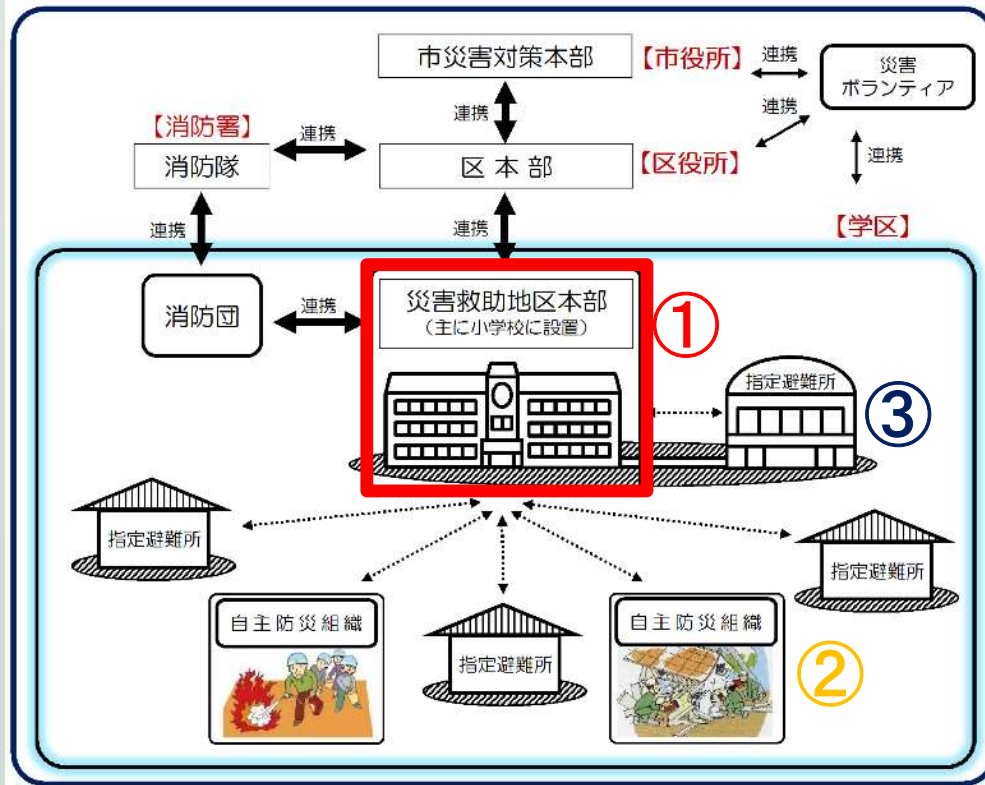
災害救助地区本部は、発災時に**学区ごと**に設置され、区本部（区役所）の補助及び行政と地域の防災組織とのパイプ役として活動します。

名古屋市災害救助地区本部規則（抜粋）

第6条 地区本部は、おおむね、次の事務を分担する。

- ① 学区内の住民に対する**高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の伝達**について補助すること。
- ② 災害時における**広報広聴活動**を補助すること。
- ③ 災害時における**被害状況の調査**を補助すること。
- ④ 学区内の住民に対する**救援物資の配分**について補助すること。
- ⑤ **避難施設の管理運営**を補助すること。
- ⑥ その他区本部の救援活動全般について補助すること。

2-2 災害救助地区本部とは？



①災害救助地区本部

主に市立小学校に置かれ、区本部(区役所)と地域をつなぎ、自主防災活動・避難所運営をはじめとする学区内の地域防災活動や、災害情報の統括を行う。

②自主防災組織

命を守り、被害軽減のための活動を目的として、町内会若しくは自治会の地域ごとに結成された組織

③避難所管理組織

災害時に避難所の運営を円滑に行うことを目的とする組織で、避難所ごとに避難者の中から選出する。

2-2 災害救助地区本部の開設時期等

開設時期

【地震】

- 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- その他、地区本部長が要請したとき

【風水害】

- 避難情報が発令された場合等、災害が発生し、あるいは発生する恐れがあるとき
- 避難者が発生したとき
- その他、地区本部長が要請したとき

閉鎖時期

【地震・風水害共通】

地域防災活動の情報収集が終了したときや各避難所が閉鎖したとき、区本部長(区長)の指示により地区本部を閉鎖します。

地区本部を設置する場所

学区ごとにあらかじめ定められた場所
主に市立小学校

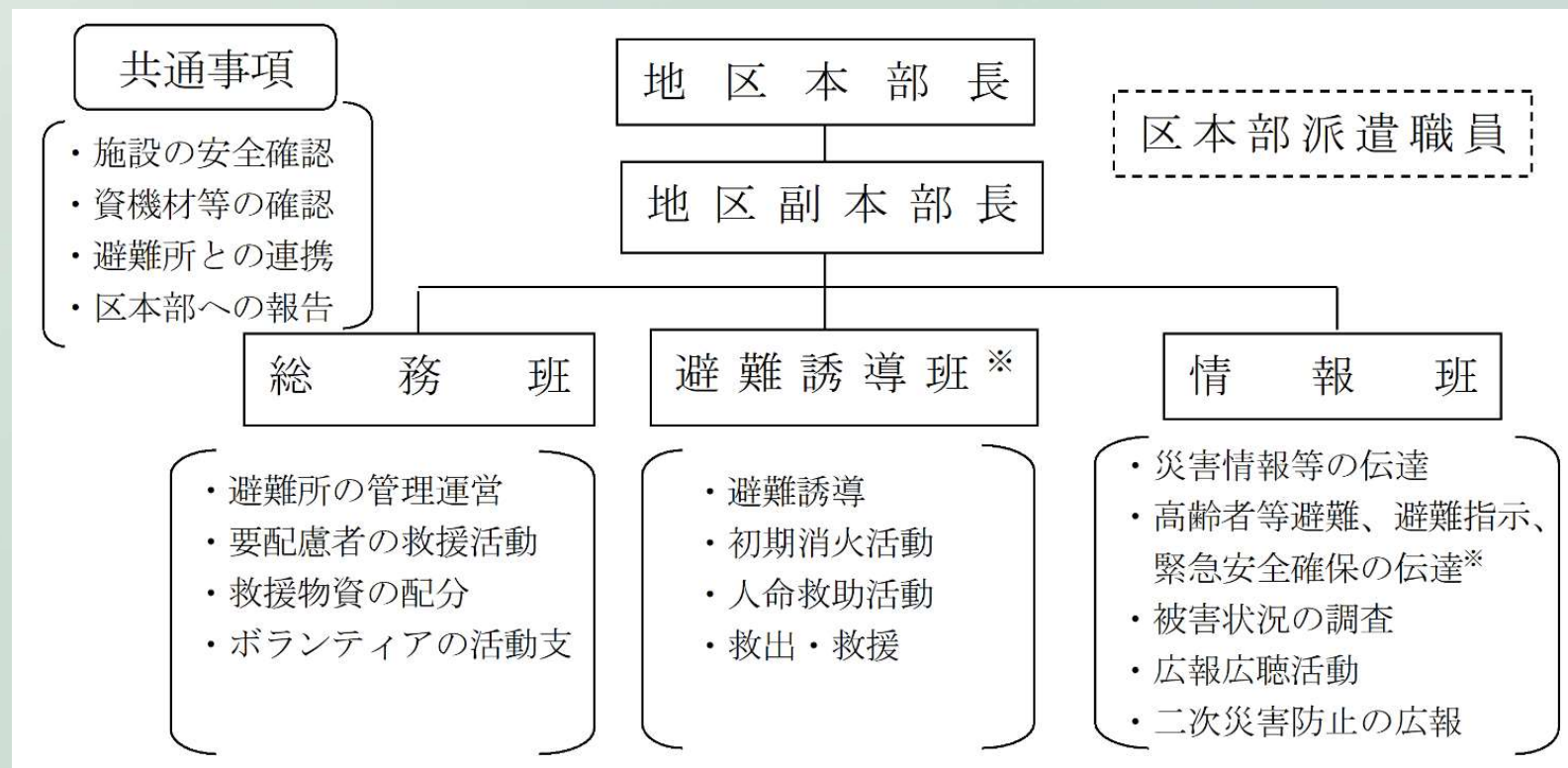
地区本部への参集

地区本部委員は、自らの家族の安全を確保した後、地震の自主防災組織の立上げに協力し、人的被害や住家被害などの被害状況等を収集したのち(※)、速やかに参集します。

また、参集途上において知り得た被害情報等は、参集後地区本部長等へ報告します。

※災害救助地区本部の立上げを担当する場合等は、速やかに参集します。

2-2 災害救助地区本部の組織・命令系統

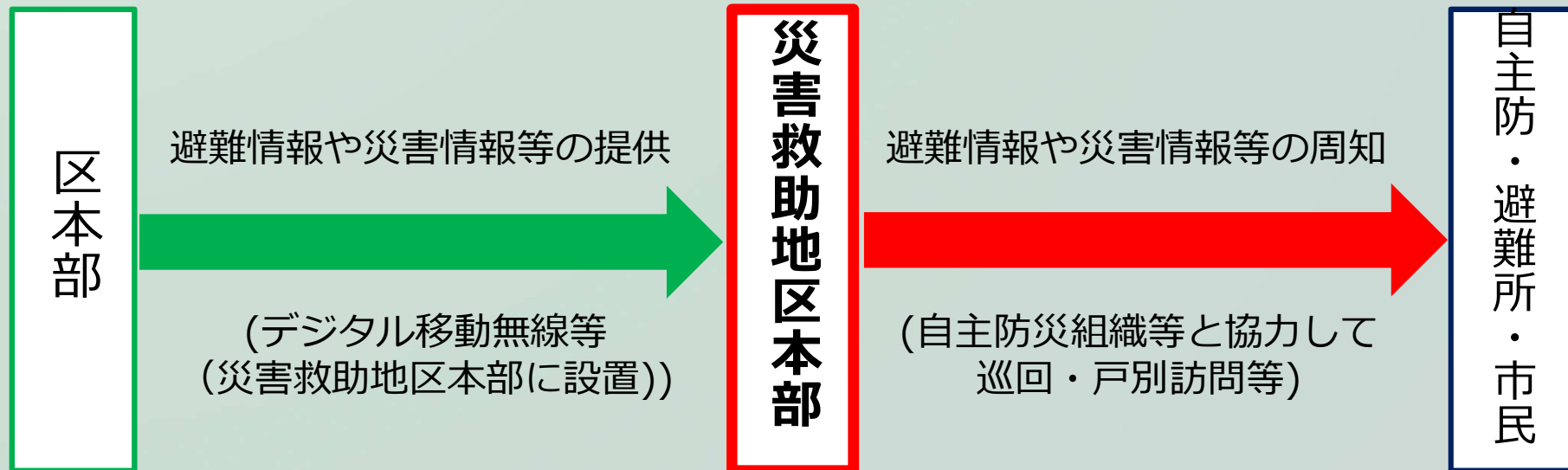


地区本部長及び地区副本部長を中心に、地区本部委員を3班に分けて活動を行います。なお、避難誘導班は初動期の活動が主となるため、それ以降は総務班や情報班の活動にあたります。

2-3 災害救助地区本部の役割（情報伝達・広報広聴活動（規則①②））



発災時、行政機関は、広報車や同報無線等により住民への避難情報の伝達・広報を行いますが、全ての住民に伝達・広報することは困難です。災害救助地区本部は、住民へ情報が行きわたるよう、自主防災組織等と協力して巡回や戸別訪問等を行います。



参考 発災時の事例（避難情報の伝達）



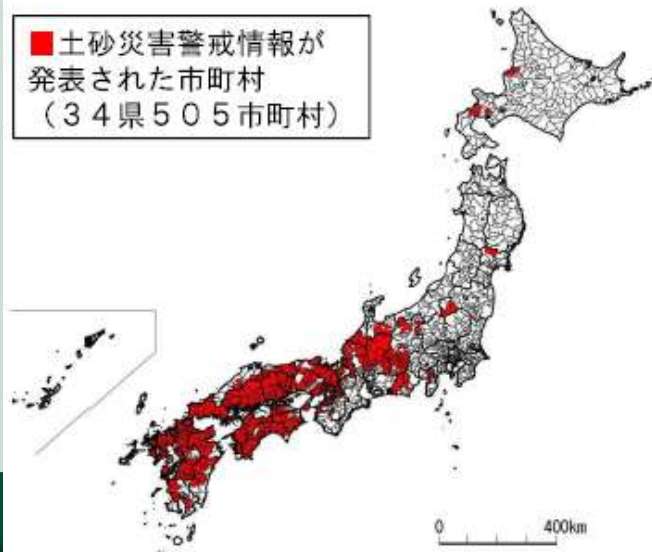
平成30年7月豪雨において死者が発生した53箇所の土砂災害のうち、発災時刻が特定できた全箇所（53箇所）で、土砂災害発生前に土砂災害警戒情報が発表済みでした。

⇒避難が必要な方に避難情報を確実に伝達する必要性

(※)災害発生時刻は報道情報等含む。

土砂災害警戒情報の発表状況
(平成30年7月2日～7月9日6:05)

■土砂災害警戒情報が
発表された市町村
(34県505市町村)



土砂災害警戒情報の発表状況
(平成30年8月8日時点)

全国 N=53

発災後に発表0%



発災前に発表
100%
(53)

■ 発災前に発表 ■ 発災後に発表

参考 発災時の事例（広報広聴）



平成28年4月14日夜、熊本地震の前震が起きた直後、ライオンが道路に立っている画像などがTwitterに投稿され、2万回以上リツイートされました。熊本地震では他にも、「川内原発で火災が発生した」、「熊本城の石垣が崩れて下敷きになった」など、悪質なデマがTwitterで拡散しました。

⇒正確な情報を広報する必要性

おいふざけんな、地震のせいで
うちの近くの動物園からライオン放たれたんだ
が
熊本



川内原発で火事

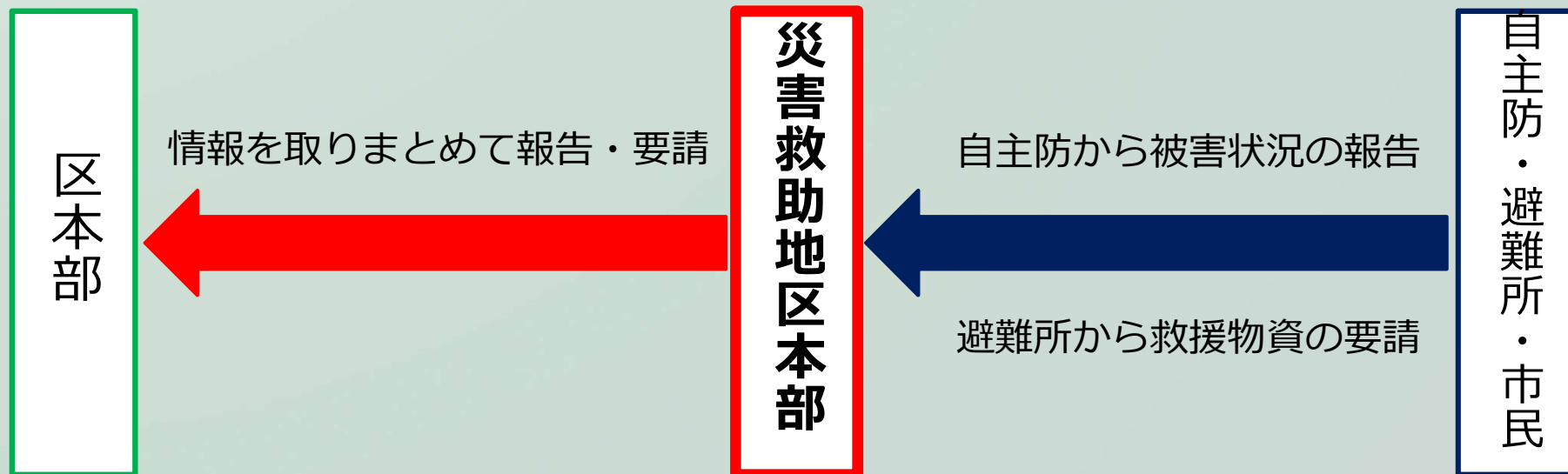


2-3 災害救助地区本部の役割 (被害状況調査・救援物資配分(規則③④))



区役所のみで、区内の全自主防災組織・避難所から情報を収集することは困難です。

災害救助地区本部は、学区内の自主防災組織や避難所から被害状況等の情報を取りまとめ、区本部へ報告します。

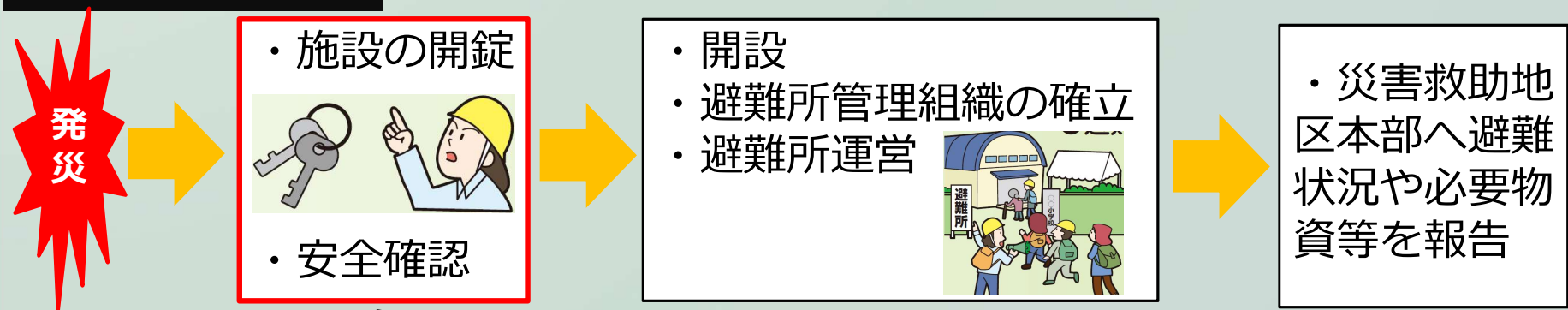


2-3 災害救助地区本部の役割(避難施設の管理運営(規則⑤))



避難所の開設状況等の把握や救援物資要請の取りまとめ等、避難所の統括・調整の他、避難所の開錠・安全確認を行います。

避難所運営の流れ



夜間・休日等は施設管理者や市職員では対応に時間を要する場合があります。そういった場合でも、早期に避難所を開設できるよう、災害救助地区本部等で施設の開錠や安全確認を行います。

⇒特に安全確認は、避難所開設の可否を判断する重要なものであるため、施設管理者・市職員・災害救助地区本部委員のみ行うことができます。

参考 発災時の活動の流れ

※赤字は災害救助地区本部委員の役割

発災後の時間経過	1h⇒	2h⇒	3h⇒
自主防災組織	☐ 安否確認 ☐ 一時集合場所集結(自主防立ち上げ) ☐ 初期消火 ☐ 救出救護 ☐ 避難誘導	☐ 安否確認 ☐ 初期消火 ☐ 救出救護 ☐ 避難誘導	☐ 安否確認 ☐ 初期消火 ☐ 救出救護 ☐ 避難誘導
災害救助地区本部	☐ 安否確認 ☐ 一時集合場所集結(自主防立ち上げ) ☐ 避難誘導・初期消火活動等 (自主防災組織と連携)	☐ 避難誘導・初期消火活動等 (自主防災組織と連携)	☐ 避難誘導・初期消火活動等 (自主防災組織と連携)
	☐ 被害状況収集 (自主防立ち上げ時や地区本部参集途上に情報収集) ☐ 地区本部となる部屋の被害状況調査 ☐ 地区本部立ち上げ・機能確認	☐ 被害状況調査 (必要に応じて自主防や避難所に地区本部委員を派遣) ☐ 災害情報の周知 (必要に応じて自主防や避難所に地区本部委員を派遣)	☐ 被害状況集約 ☐ 区本部派遣職員との情報交換
	☐ 施設開錠 ☐ 施設安全確認	☐ 避難所運営の補助 (救援物資について等)	☐ 避難所運営の補助 (救援物資について等)
避難所管理組織	☐ 施設開設	☐ 施設開設	☐ 施設開設 ☐ 避難所管理組織の確立 ☐ 避難所の管理運営 ☐ 避難者数の把握 ☐ 不足物資の把握

3 災害対策委員の平時の役割

- (1) 役割の概要
- (2) 被害軽減のための取り組み
- (3) 発災時の災害対応の準備

3-1 災害対策委員の役割概要（平時）



災害対策委員の平時の役割は大別して2つあります。

- ① 発災時の地域の被害軽減のための取り組みの推進（防災対策の検討や防災に関する情報の周知啓発等）
- ② 発災時の災害対応の準備（災害救助地区本部の運営体制の検討や訓練等）

名古屋市災害対策委員規則（抜粋）

第3条

2 委員は、区域内における災害対策の事務に関し、おおむね次の職務を行う。

- ① 災害危険箇所を調査し、報告すること。
- ② 区域内の具体的避難要領を研究し、周知徹底させること。
- ③ 住民の要望等を聴取し、報告すること。
- ④ その他災害対策の事務を補助すること。

第4条 委員は、前条の職務を行うにあたっては、防災救助等の関係機関及び住民の各種団体との間に密接な連絡協調を図るよう努めるものとする。

3-2 被害軽減のための取り組みの推進(規則第3条)



発生が危惧されている南海トラフ地震では、防災対策の推進により大幅な被害軽減が見込まれており、地域での取り組み検討や啓発を行うことが重要です。

地域での防災についての話し合いへの参加や、防災に関する啓発資料の回覧、地域住民への防災訓練の案内等についてご協力をお願いします。

南海トラフ地震の被害量と対策効果

※あらゆる可能性を考慮した最大クラスの場合

区分	被害	防災対策の推進 ・ 建物の耐震化率100%の達成 ・ 全員が発災後すぐに避難開始 ・ 耐震化率100%による、津波被害を受ける自力脱出困難者の減少 等	被害
死者数	約6,700人		約1,500人
重傷者数	約3,000人		約1,400人
軽傷者数	約12,000人		約6,900人
地震動による全壊棟数	約34,000棟		約9,900棟

参考 地域での防災についての話し合い



名古屋市では、地域の地形・歴史・災害リスク・防災活動状況など、防災に関する情報を学区ごとにまとめた「地区防災カルテ」を活用し、発災時の地域の避難要領（行動）等を区役所や消防署と検討していただく事業を行っています。

地域での検討の様子



学区で作成した避難行動マップ



参考 防災情報の啓発



名古屋市では、災害対策委員の皆さんから地域住民の方に啓発していただきたい防災情報をまとめた「災害対策委員News」等を配布させていただきます。地域で回覧していただく等、周知啓発をお願いします。

令和3年度から配布を開始した「災害対策委員News」

「災害対策委員News」発行状況（R4末時点）

災害対策委員News vol.1

はじめに

災害対策委員の皆様のご役割の一つとして、①住民の方々へ災害に遇した避難行動の伝達や、②住民の方々へのコースや災害時に危険な箇所の区役所への報告など、地域と本市との橋渡し役をお願いしております。

そのような皆様に、防災に関する情報をこのNewsで定期的にお届けします。

TOPIC/『ハザードマップの改定』
～令和4年3月より順次公表されます～

名古屋市では、「洪水・内水」、「地震」、「津波」の3種類のハザードマップによって、それぞれの被害の想定や避難場所をお知らせしています。

この度、水防法の改正をきっかけに、これらのハザードマップの見直しを行い、「高潮」のハザードマップを加えた新たな「総合ハザードマップ」の作成を予定しています。改定をきっかけにこれまでの避難行動を見直してみましよう。

【スケジュールと周知方法】
新たなハザードマップを災害の種類ごとに、内容の見直しが完了したものから順次お知らせさせていただきます。

種類	周知時期	周知方法
洪水、内水、 高潮(New)	令和4年3月	広報なごや特集号
地震、津波など	令和4年6月	ホームページと組回覧

※全種類のハザードマップと防災関連情報を冊子にまとめた「総合ハザードマップ」を令和5年3月にお届けします。

令和4年名古屋市防災危機管理局

【ハザードマップとは】
ハザードマップは、起こるかもしれない最大級の災害による被害の想定をお伝えし、その情報に基づいて普段から避難行動を考えてもらうことや物資の備蓄など、日頃からの備えをしていただくことを目的としています。

災害対策委員として
【周知・啓発をお願いします】
災害対策委員の皆様には、地域の防災リーダーとして、
①ハザードマップが改定される
②改定をきっかけにご家庭で防災について考える
ことを、普段の地域活動を通じて周囲の皆様にも広げていただくよう、ご協力をお願いします。

災害対策委員として
【共助の取組みもご検討ください】
ご家庭での対策とあわせ、地域での対策についても、ご検討をお願いします。お困り事は、下記の相談先までご連絡ください。

検討内容	主な相談先
・災害救助地区本部など 学区単位での活動について	区役所総務課 (防災担当)
・自主防災活動について (安否確認訓練等の実施)	消防署 警防地域第一（二）課

※学区ごとの災害リスク等は、市公式ホームページで公表されている「地区防災カルテ」でもご確認ください。 →

No.	発行月	主なトピック
vol.1	令和4年2月	ハザードマップ改定
vol.2	6月	風水害における自助共助
vol.3	9月	風水害における避難行動
vol.4	12月	南海トラフ地震臨時情報
vol.5	令和5年3月	マイ・タイムラインの作成

3-3 発災時の災害対応の準備（規則第4条）

※赤字は災害救助地区本部委員の役割



発災時に円滑な災害対応を行うため、

- ①災害救助地区本部の運営・・・下表の赤字の部分 についての検討や訓練
②自主防災組織等の活動・・・下表の黒字の部分 について働きかけ を行います。

発災後の時間経過	1h⇒	2h⇒	3h⇒
自主防災組織	☐ 安否確認 ☐ 一時集合場所集結(自主防立ち上げ) ☐ 初期消火 ☐ 救出救護 ☐ 避難誘導	☐ 安否確認 ☐ 初期消火 ☐ 救出救護 ☐ 避難誘導	☐ 安否確認 ☐ 初期消火 ☐ 救出救護 ☐ 避難誘導
災害救助地区本部	☐ 安否確認 ☐ 一時集合場所集結(自主防立ち上げ) ☐ 避難誘導・初期消火活動等 (自主防災組織と連携)	☐ 避難誘導・初期消火活動等 (自主防災組織と連携)	☐ 避難誘導・初期消火活動等 (自主防災組織と連携)
	☐ 被害状況収集 (自主防立ち上げ時や地区本部参集途上に情報収集) ☐ 地区本部となる部屋の被害状況調査 ☐ 地区本部立ち上げ・機能確認	☐ 被害状況調査 (必要に応じて自主防や避難所に地区本部委員を派遣) ☐ 災害情報の周知 (必要に応じて自主防や避難所に地区本部委員を派遣)	☐ 被害状況集約 ☐ 区本部派遣職員との情報交換
	☐ 施設開錠 ☐ 施設安全確認	☐ 避難所運営の補助 (救援物資について等)	☐ 避難所運営の補助 (救援物資について等)
避難所管理組織	☐ 施設開設	☐ 施設開設	☐ 施設開設 ☐ 避難所管理組織の確立 ☐ 避難所の管理運営 ☐ 避難者数の把握 ☐ 不足物資の把握

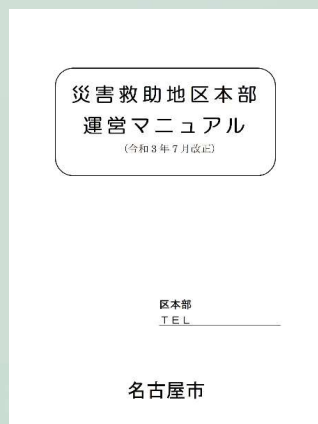
①災害救助地区本部の運営についての検討・訓練



災害発生時に素早く災害救助地区本部を開設し、避難所管理組織や自主防災組織と連携を図りながら、円滑に運営することを目的に作成された災害救助地区本部運営マニュアルがあります。

当該マニュアルを基に検討や訓練を行い、運営についてあらかじめ地域で認識を共有しましょう。

災害救助地区本部運営マニュアル



災害救助地区本部運営訓練の事例



※災害救助地区本部の活動や訓練等については、各区役所へお問い合わせください。

②自主防災組織への働きかけ



自主防災組織は発災時の安否確認や初期消火、救出救護活動を行う組織で、自主防災会長を中心に概ね町内会・自治会単位で組織されています。発災時に円滑な活動が行えるよう、自主防災訓練への協力や、行政・学区連絡協議会等と自主防災組織との連絡調整を行ってください。

活動マニュアル
(名古屋の防火&防災)



自主防災訓練の事例



※自主防災組織の活動や訓練等については、各消防署へお問い合わせください。

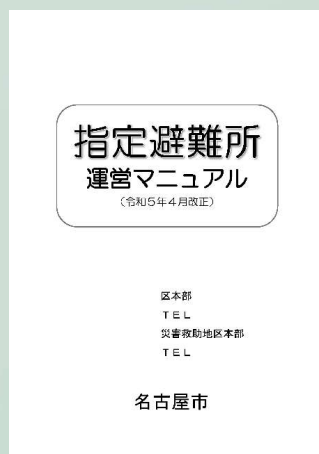
②避難所管理組織への働きかけ



避難所管理組織は、地域住民から選任した「代表管理者」の指揮のもと、指定避難所を「自主運営」する組織です。

発災時に円滑に活動するためには、あらかじめ代表管理者等を選任し、運営方法について検討や訓練を行うことが必要です。避難所は複数の地域での調整が必要なため、学区連絡協議会等との連絡調整を行ってください。

指定避難所運営マニュアル



指定避難所運営・開設訓練の事例



※避難所管理組織の活動や訓練等については、各区役所へお問い合わせください。

まとめ



災害対策委員の大きな役割は、災害対策に関し、市民及び地域の防災組織と行政のパイプ役になっていただくことです。
本資料についても、地域でフィードバックしていただき、地域の災害対策の推進にご活用ください。

